

「多摩市シェアサイクル事業」事業者募集要項

1. 目的

多摩市では、公共交通の機能の補完、地域の活性化や観光振興等に資するシェアサイクルに公有財産を活用することの有効性及び課題を検証することを目的に実証実験を行い、その結果、主に駅・公共施設等への移動に多く利用され、総合的にまち全体の移動性向上に大きな利点があると評価しました。

実証実験の結果を踏まえ、より多くの皆様に御利用いただくため、令和7年度から本格実施として「多摩市シェアサイクル事業」を進めることとし、この度、事業者を募集します。

2. 事業概要

(1) 事業名

多摩市シェアサイクル事業

(2) 事業内容

別紙仕様書のとおり

(3) 使用車両

電動アシスト付き自転車の配備は必須とする。なお、特定小型原動機付自転車等の軽車両の配備は任意とする。そのほか別紙仕様書のとおり

(4) 実施期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

3. 候補者の選定方法

(1) 審査方法

- ・審査については書面で行われる。
- ・多摩市の庁内関係者で構成する審査委員会において、提案者からの提出書類の内容を審査項目ごとに審査し、合計点数が高い1者を候補者として選定する。
- ・最も高得点の者が2人以上ある場合には、委員全員による投票によって候補者を選定する。
- ・提案者が1者の場合は、審査委員会で提案内容を審査し、優秀であるときはその者を候補者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準及び配点表」のとおり。

(3) 結果の通知

審査結果は、候補者の選定後速やかに全ての提案者に書面で通知するとともに、多摩市公式ホームページで公表する。

(4) 協定の締結

- ・候補者として選定された者は、多摩市と本事業の内容に係る協議を行い、内容を確定した上で速やかに本事業に関する協定を締結すること。
- ・候補者として選定された者との協議が成立しなかった場合は、審査の順位が次順位の者が候補者となり、協議を行い成立した場合には、当該事業者を協定者として協定締結を行うものとする。

4. 参加資格

次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 他自治体においてシェアサイクル事業を行っている実績を有していること。
- (2) 国税、地方税等についての未納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 多摩市から指名停止処分を現に受けていないこと。
- (5) 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱に規定する入札等除外措置要件に該当しない者であること。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

※上記の参加資格の確認基準日は企画提案書の提出日とし、確認基準日以降、協定締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

5. スケジュール

項番	手順	期限等
1	募集要項等の公表日	令和6年8月21日(水)
2	質問書の提出(任意)	令和6年9月4日(水)午後5時
3	質問回答公開	令和6年9月10日(火)
4	企画提案書の提出	令和6年9月20日(金)午後5時
5	結果通知	令和6年10月25日予定
6	協定の締結	令和7年1月

6. 参加手続き

- (1) 各種様式等の提出先

- ① 電子メール

tm284100@city.tama.tokyo.jp

- ② 郵送・窓口

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

多摩市役所都市整備部道路交通課交通係(東庁舎2階)

※電子メール、郵送で提出いただく場合は、別にお電話で提出した旨を「9. 本案件に関する問合せ先」にある担当者までお知らせ下さい。

(2) 募集要項等の公表日

ア 日時 令和6年8月21日(水)

イ 場所 多摩市公式ホームページ

(3) 質問書の受付・回答

ア 提出期限 令和6年9月4日(水)午後5時(必着)

イ 提出方法 質問がある場合は、質問書(様式第3号)に内容を簡潔に記載し、電子メールにて道路交通課交通係(tm284100@city.tama.tokyo.jp)へ提出すること。また、電話にて提出した旨を「9. 本案件に関する問合せ先」にある担当者まで知らせること。

ウ 回答方法 令和6年9月10日(火)を目処に、すべての質問及び回答をとりまとめたものを多摩市公式ホームページで公開することとする。
質問者への個別の回答は行わない。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和6年9月20日(金)午後5時(必着)

イ 提出書類

番号	書類名	提出方法
①	企画提案書(様式第1号)	電子メール
②	事業計画書(様式第2号)	電子メール
③	会社概要(様式自由)	電子メール
④	他自治体におけるシェアサイクル事業の実績が分かる資料(様式自由)	電子メール
⑤	登記簿謄本【原本1部】 (法人格のない団体は、その構成状況を表す書類で可)	持参(平日午前9時～午後5時)又は郵送(期限内必着)
⑥	納税証明書(国税及び地方税の納税を証明するもの) 【原本1部】 非課税証明書でも可とする	持参(平日午前9時～午後5時)又は郵送(期限内必着)

(5) 結果の通知

ア 日時 令和6年10月25日

イ 方法 審査結果は、候補者の選定後速やかに全ての提案者に書面で通知するとともに、多摩市公式ホームページで公表する。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定の前後を問わず失格とする。

- ①提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- ②提出された書類に虚偽の記載があった場合。
- ③提出された書類に重大な誤脱があった場合。
- ④審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。

8. その他注意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、多摩市情報公開条例における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。公開の可否は、同条例に基づき市が決定します。ただし、公開することで提出者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報、その他同条例第6条各号に規定する情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

9. 本案件に関する問合せ先（事務局）

多摩市役所都市整備部道路交通課交通係／福島・阿部・神宮
042-338-6826（直通）